

介護保険における事故等発生時の報告について

令和 3 年 6 月 1 日
西都市健康管理課

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市に連絡していただく必要があります。

当市における事故等発生時の報告の取扱いにつきましては、以下のとおりとします。

<報告を要する事故等の範囲>

事業所が市に報告する事故等の範囲につきましては、次のとおりとします。

なお、報告を要しない場合であっても、事故等の状況及び事故等に際して取った処置について記録するとともに、事業所で保管してください。

1 サービス提供中の利用者の死亡又は負傷

サービス提供中とは、居宅サービス計画及びサービス提供事業所の作成した個別サービス計画又は施設サービス計画に位置づけたサービスの提供時間とし、送迎のあるものは送迎の開始から終了までの時間も含みます。

死亡は、事故による死亡を対象とし、病気による死亡は対象外とします。ただし、病気による死亡であっても、死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から事業所又は市に苦情があった場合には報告してください。

負傷は、医師の診療を要したもの（念のため受診したが「異常なし」と診断を受けた場合も含みます。）を対象とします。ただし、医師の診療を要しなくても、利用者の家族等から事業所又は市に苦情が出ている場合は報告してください。

なお、擦り傷程度の軽微なものについても、事業所内で再発防止に向けた検討等を行ってください。

2 食中毒、感染症

感染症は、原則として「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている1類、2類及び3類に該当するものとします。ただし、感染性胃腸炎（ノロウイルス）や疥癬の発生など、利用者等に蔓延するおそれのある場合は報告してください。

なお、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法令等に届出義務等の定めがある場合はこれに従い、保健所等と連携して対応してください。

3 利用者の財物等の損傷、消失等

利用者の財物等の損傷や消失等により、警察の対応があった場合は報告してください。

4 その他

上記に該当しないが、事業所で必要があると判断した場合は報告してください。

<報告手順等>

1. 事故報告

事故後の処理状況にもよりますが、事故発生後2週間以内に報告を行ってください。

ただし、事故程度の大きいもの（死亡、意識不明、窒息）については3日以内に報告を行ってください。

報告後に事故の対象者の容態が急変して死亡した場合等は、再度事故報告を行ってください。

2. 報告方法

報告書の提出は、これまで同様、直接持参又は郵送とします。

（FAX 又は E-mail での提出は不可とさせていただきます。）

3. 記録の保管

事故の状況及び対応等は必ず記録し、完結の日から2年間保存してください。

4. 報告先

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地
西都市健康管理課介護保険係
電話：0983-43-3024（直通）